

相談支援事業所 リコス 運営規程

（事業の目的）

第1条

株式会社RCSが開設する指定特定相談支援事業所【及び指定障害児相談支援事業所】（以下「事業所」という。）が行う相談支援【及び障害児相談支援】の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事務所の相談支援専門員が利用者に対し、関係当局と緊密な連携をしながら適正な相談支援【及び障害児相談支援】を提供する事を目的とする。

（運営の方針）

第2条

- 1）事業所の相談支援専門員は利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができる様に相談支援【及び障害児相談支援】を行う。
- 2）事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に務めるものとする。

（事務所の名称等）

第3条

事業を行う事務所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- | | | |
|---|-----|------------------|
| ① | 名称 | 相談支援事業所 リコス |
| ② | 所在地 | 姫路市青山南4丁目7番6号 |
| ③ | 連絡先 | 電 話 079-267-0150 |
| | | FAX 079-267-0160 |

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 1）管理者 常勤1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2）相談支援専門員 常勤1名以上
相談支援専門員は、利用者からの相談に応じ、利用者がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、在宅サービスまたは施設サービスを適切に利用出来るよう、サービスの種類、内容等の計画を作成すると共に、サービスの提供が確保されるよう障害福祉サービス事業者、障害福祉施設等との連絡調整を行い、必要に応じて増員する。

（営業日及び営業時間）

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日休日及び12月30日～1月3日を除く。
- ② 営業時間 午前8時半から午後5時半までとする。

（相談支援の提供方法、内容）

第6条

相談支援【及び障害児相談支援】の提供方法と内容は、次の通りとする。

- 1）利用者の居宅を訪問若しくは、相談支援事業所相談室で利用者及びその家族に面談した上で、サービス等利用計画【及び児童支援利用計画】を作成、提供する。
- 2）支給決定の申請等に係わる援助。
- 3）提供される障害福祉サービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだサービス等利用計画【及び児童支援利用計画】の原案を作成。

- 4) サービス等利用計画【及び児童支援利用計画】の実施状況の把握と、必要に応じたサービス等利用計画【及び児童支援利用計画】の変更及び業者等との連絡調整の実施。利用者への居宅訪問等は決定されたモニタリング方法によって行う。
- 5) 利用者が日常生活を営むことが困難となった場合の障害福祉施設への紹介、その他の便宜の提供

(利用料等)

第7条

- 1) 相談支援【及び障害児相談支援】を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとする。
利用料は、別紙「利用料説明書」を使用し、利用者及びその家族に説明を行う。
- 2) 事業所は、法定代理受領を行わない相談支援【及び障害児相談支援】を提供した際は、相談支援【及び障害児相談支援】対象者等から、厚生大臣が定める費用の額の支払いを受けるものとする。
- 3) 通常の事業の実施地域を越えて行う指定特定相談支援【及び障害児相談支援】に要した交通費については、事業所から利用者宅の往復の公共交通機関料金を説明し同意の上で徴収させて頂く。

(緊急時等における対応方法)

第8条

相談支援専門員は障害福祉サービスを実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、障害福祉サービス事業者からの連絡を受け、主治医に状況報告及び指示を仰ぐ等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条

通常の事業の実施地域は姫路市、たつの市、太子町とする。

(虐待防止に関する事項)

第10条

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - 2) 利用者およびその家族からの苦情処理体制の整備
 - 3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等の現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(BCP・災害時の対応)

第11条

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の常務を行えない可能性がある。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行う。災害発生時の対応として株式会社RCS事業継続計画（BCP）を策定する。

(感染症への対応)

第12条

事業所は利用者の健康と安全を守るための支援が求められており、利用者の安全管理の観点から感染対策は、きわめて重要であり、利用者の安全確保は施設・事業所等の責務である。感染を未然に防止し、発生した場合、感染症が拡大しないよう可及的速やかに対応する体制が必要であり、国等の対策や各種参考資料を重視しつつ、感染症対応マニュアルを策定する。

(職場におけるハラスメント対策)

第13条

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背

景にした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

（その他運営についての留意事項）

第14条

1) 障害福祉サービス等利用計画【及び児童支援利用計画】作成等にサービス担当国会議を会議室あるいは利用者指定の場所で行う。

2) 相談支援【及び障害児相談支援】事業は、相談支援専門員の質の向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また事業体制を整備する。

①採用時研修・・・採用後3ヶ月

②継続研修・・・年3回以上

3) 相談支援専門員その他の従業員は、在職中並びに退職後においても業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由がなく漏らさない。

4) 事業者は、相談支援専門員、その他の従業者には秘密の保持を徹底させるため、雇用時に書面で秘密の保持および法令遵守を誓約させ管理を徹底する。

5) 事業所は利用者の生命と安全を確保することを最優先課題とし、あらゆる災害に対して安全対策を講じるものとする。

6) 事業所は、その運営において、暴力団等の支配を受けてはならない。

7) この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、開設法人の事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

① この規程は、平成31年4月1日から施行する。

② この規程は、「第3条の2所在地」の項を次のごとく変更する。

「所在地 姫路市書写2726番地12 フローレンス・ガーデン104号室」を「所在地 姫路市青山南4丁目7番6号」

③ この規程は「第11条の5) 事業所は利用者の生命と安全を確保する・・・」を挿入する。

④ この規程は上記を改訂し、令和4年4月1日より施行する。

⑤ 第11条の（BCP・災害時の対応）の項、第12条の（感染症への対応）を挿入し、以下の条番号を変更する。

⑥ この規程は⑥を改訂し、令和6年4月1日より施行する。

⑦ この規程は第5条の営業日及び営業時間を記載のごとく変更する。

⑧ この規程は通常の事業の実施地域を姫路市、たつの市、太子町に変更する。

⑨ この規程は第13条を追加し、以下の番号を変更する。

⑩ この規程は令和7年5月1日より施行する。